

議案第二号

特別会計予算内款内各項金額流用に関する件

昭和三十四年度本町特別会計(国民健康保険 簡易上水道 観光施設事業)歳出豫算内款内各項の金額は左記科目につき所長において水を流用することができらる。

記

一 特別会計三朝町国民健康保険歳出予算
事業勘定

役場費 保険給付費 保健施設費 諸支出金
直営診療施設勘定

施設費 諸支出金

一 特別会計三朝町簡易上水道歳出予算

簡易上水道費 諸支出金

一 特別会計三朝町観光施設事業歳出予算

財産費 観光施設管理費 公債費

昭和三十四年三月十一日提出

原案可決

昭和昭和三十四年三月拾七日

三朝町議会議長

加藤 幸太郎



坂出 雅